

## 温 泉 分 析 書

(鉱泉分析試験による分析成績)

申 請 者：(住所) 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1 (氏名) 藤崎町長 平田 博幸  
 源 泉 名：常盤源泉 (再分析)  
 源泉所在地：青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字富田70-1

## 1. 採取地における調査および試験成績

- (1) 調査および試験者：衛生検査センター 佐藤 学  
 (2) 調査および試験年月日：平成27年7月23日  
 (3) 泉 温：45.9℃ (気温：24.5℃)  
 (4) 湧出量：測定不能 (動力揚湯)  
 (5) 知覚的試験：微褐色透明・無臭無味  
 (6) pH値：8.69

## 2. 試験室における試験成績

- (1) 試験者：衛生検査センター 坪谷 久志  
 (2) 分析終了の年月日：平成27年8月19日  
 (3) 知覚的試験：微褐色透明・無臭無味  
 (4) 密 度：0.9989 g/cm³ (20℃)  
 (5) pH値：8.76  
 (6) 蒸発残留物：0.540 g/kg (110℃)  
 (7) 電気伝導率：89.5 mS/m

## 3. 試料1kg中の成分：分量および組成

## (1) 陽イオン

成 分	ミグラム (mg)	ミバル (m val)	ミバル% (m val%)
リチウムイオン(Li <sup>+</sup> )	0.0	0.00	0.00
ナトリウムイオン(Na <sup>+</sup> )	210.6	9.16	95.92
カリウムイオン(K <sup>+</sup> )	6.7	0.17	1.78
アンモニウムイオン(NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> )	0.1	0.01	0.10
マグネシウムイオン(Mg <sup>2+</sup> )	0.1	0.01	0.10
カルシウムイオン(Ca <sup>2+</sup> )	4.1	0.20	2.10
アルミニウムイオン(Al <sup>3+</sup> )	0.0	0.00	0.00
マンガニイオン(Mn <sup>2+</sup> )	0.0	0.00	0.00
第一鉄イオン(Fe <sup>2+</sup> )	0.0	0.00	0.00
陽イオン 計	221.6	9.55	100.0

## (2) 陰イオン

成 分	ミグラム (mg)	ミバル (m val)	ミバル% (m val%)
硫酸イオン(F <sup>-</sup> )	8.3	0.44	4.53
塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )	123.3	3.48	35.80
臭化物イオン(Br <sup>-</sup> )	0.4	0.01	0.10
よう化物イオン(I <sup>-</sup> )	0.0	0.00	0.00
硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	12.4	0.26	2.68
りん酸水素イオン(HPO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	0.0	0.00	0.00
炭酸水素イオン(HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	250.5	4.11	42.28
炭酸イオン(CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )	42.6	1.42	14.61
陰イオン 計	437.5	9.72	100.0

## (3) 遊離成分

## 非解離成分

成 分	ミグラム (mg)	ミモル (m mol)
メタケイ酸(H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	170.9	2.19
メタほう酸(HBO <sub>2</sub> )	2.7	0.06
非解離成分 計	173.6	2.25

## (4) その他微量成分

総 ひ 素	<0.005 mg/kg
銅 イ オ ン	<0.01 mg/kg
鉛 イ オ ン	<0.01 mg/kg
カドミウム	<0.005 mg/kg
総 水 銀	<0.0005 mg/kg
亜 鉛	<0.005 mg/kg

溶存物質(ガス成分を除く)：0.833 g/kg

## 溶存ガス成分

成 分	ミグラム (mg)	ミモル (m mol)
遊離二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	0.0	0.00
遊離硫化水素(H <sub>2</sub> S)	—	—
溶存ガス成分 計	0.0	0.00

成分総計：0.833 g/kg

## 4. 泉質：アルカリ性単純温泉(低張性アルカリ性高温泉)

## 5. 禁忌症・適応症は別表に示す。

平成27年8月19日

登録番号 青森県第2号  
 青森市大字野木字山口164番43  
 一般社団法人 青森県薬剤師会  
 衛生検査セントラル  
 所長 川村長  


# 温泉分析書別表

- I. 源 泉 名：常盤源泉（再分析）  
 II. 源 泉 所 在 地：青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字富田70-1  
 III. 温 泉 分 析 申 請 者：藤崎町長 平田 博幸  
 IV. 泉 質：アルカリ性単純温泉（低張性アルカリ性高温泉）  
 V. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適用症は次のとおりである。

## 1 温泉の一般的禁忌症（浴用）

病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

## 2 泉質別禁忌症

浴 用	飲 用
—	—

## 3 含有成分別禁忌症

成 分	浴 用	飲 用
ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）
カリウムイオンを含む温泉を1日(900/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	カリウム制限の必要な病態（腎不全、副腎皮質機能低下症）
マグネシウムイオンを含む温泉を1日(300/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	下痢、腎不全
よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	甲状腺機能亢進症
上記のうち、二つ以上に該当する場合	—	該当するすべての禁忌症

(注)

Aは、温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)を指す。飲用する温泉について、含まれる成分ごとにそれぞれの重量に基づき具体的な飲用量を算出して記載すること。ただし、入浴又は飲用上の注意の掲示基準飲用の方法及び注意において「温泉飲用の1日の総量はおよそ200~500mLまでとすること。」としており、具体的な限界値が500mL以上の場合は、温泉の1日の飲用量を超えていたため、禁忌症を掲示することを要しない。

## 4 療養泉の一般的適応症（浴用）

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性的）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進

## 5 泉質別適応症

浴 用	飲 用
自律神経不安定症、不眠症、うつ状態	—

## 6 入浴又は飲用上の注意事項

### 【 溶用の方法及び注意 】

#### ① 入浴前の注意

- ア 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- イ 過度の疲労時には身体を休めること。
- ウ 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- エ 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- オ 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- カ 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

#### ② 入浴方法

- ア 入浴温度  
高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
- イ 入浴形態  
心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- ウ 入浴回数  
入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
- エ 入浴時間  
入浴温度により異なるが、1回当たり初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

#### ③ 入浴中の注意

- ア 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- イ 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- ウ めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

#### ④ 入浴後の注意

- ア 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。
- イ 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

#### ⑤ 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

#### ⑥ その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

### 【 飲用の方法及び注意 】

温泉は、湧出後、時間の経過とともに変化がみられるため、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれ泉質に適する用い方をしなければ、かえって身体に不利に作用する場合もあるので、温泉の飲用は、以下の事項を守って行う必要がある。

なお、温泉を飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行う必要がある。

- ア 飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人には、主治医の意見を聞くこと。
- イ 15歳以下の人については、原則的に飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。
- ウ 飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。
- エ 温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)

1. 温泉にひ素、銅、ふつ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合は、この記載に加えて、別に定める方法により飲用量を示すこととする。
  2. 温泉がpH3未満である場合（希釈が行われ、飲用に供する温泉がpH3以上になっている場合を除く。）は、この記載に代えて、例えば「この温泉の液性は酸性であるため、真水でpH3以上となるようおおよそA倍に薄めた上で、飲用の1回の量は100mlまでとし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。」とする。なお、Aの数値はpHにより異なるため、pH3以上となるように具体的な希釈倍率を算出して記載すること。
- オ 飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものを用いること。
  - カ 飲泉は一般に食事の30分程度前に行なうことが望ましいこと。
  - キ 飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。
  - ク 飲用する際には、誤嚥に注意すること。

(注) 誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。

(注1) この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

(注2) この温泉を公共の浴用又は飲用に供するときは、温泉法第15条による知事の許可を必要とする。